

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 26 年 6 月 30 日
開会時刻	午前 10 時 07 分
閉会時刻	午前 10 時 18 分
出席委員名	◎中村 豊治 ○黒木騎代春 野崎 隆太 野口 佳子
	吉岡 勝裕 品川 幸久 小山 敏 工村 一三
	佐之井久紀
	世古口新吾議長
欠席委員名	
署名者	野崎 隆太 野口 佳子
担当書記	加藤 寿人
審議議案	議案第 55 号 伊勢市火災予防条例の一部改正について
説明者	消防長、消防次長、予防課長、予防課副参事
	ほか関係参与

審議の経過

中村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野崎委員、野口委員を指名した。

直ちに議事に入り、「議案第55号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」審査し、全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前10時07分開会

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまから総務政策委員会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。本日の会議録署名者2名は委員長において、野崎委員、野口委員の御両名にお願いいたします。

本日、御審査いただきます案件は、休憩前の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました、「議案第55号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」であります。

お諮りをいたします。審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議案第55号 伊勢市火災予防条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

それでは、「議案第55号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言がありましたら、お願いをいたします。

御発言ありますか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません。数点お聞かせをいただきたいことがありますので、お願いをします。

今回の条例改正は、主に縁日であるとか花火大会とか、そういったものであるかと思うんですけれども、直近であれば恐らく伊勢の神宮奉納花火大会が最初のものになるかと思うんですけれども、この花火大会から消火器の設置等は、全てチェックをして回るというような理解でよろしいのかお聞かせをください。

◎中村豊治委員長
予防課副参事。

●西世古予防課副参事

先ほどの委員の質疑について、お答えさせていただきます。

言われたとおり、この花火大会において火器使用に対しましては、消火器の設置が義務付けられます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

ありがとうございます。

少なくとも花火大会の規模やと当然のことながらということで理解をさせていただいたんですけども、まだちょっと条例の中ではっきりとした、条例が適用される規模等っていうのが明示がないような気もするんですけども。

伊勢市の中で例えば、伊勢市そのものが後援をしている行事であるとか、もしくは行政の場所、例えば中学校とか公園などを利用して行うような縁日であるとか、そういったものが幾つもあるんですけども、そういったものを例えば伊勢市が後援をするような条件であるとか、もしくは伊勢市の場所を貸すような条件として、条例を適用していくような形になるのかならないのかが、ちょっとこの条例だけだと不明確なんですけども、この運用の方法について、本庁のほうとはどんな形で相談をされておるかだけ、お聞かせください。

◎中村豊治委員長
予防課長。

●南予防課長

御質問にお答えさせていただきます。

伊勢市の主催ということで、指定催しということで伊勢のおおまつり、それから伊勢神宮の奉納花火大会を指定催しとして考えております。

縁日、自治会等で行われる縁日等につきましては、一応指定催しというのは、露天等を100店舗開催、設置されるということで要件的に考えておりますので、自治会等につきましては、届出等を行っていただき現場へ調査等行かせていただきたいと思います。

以上です。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

ごめんなさい。もう1回だけ御答弁を確認したいんですけども。

適用される基準が、100店舗っていう、今御答弁があったような気がするんですけども、参加する人員じゃなくて、店舗数に対して指定催しが指定されるという形でよかったですか。

◎中村豊治委員長

予防課長。

●南予防課長

消防長の要件のほうに、100店舗というのも入れさせていただきました。

人数に関しては、多数の者が集合するってというような解釈でございます。

以上です。

◎中村豊治委員長

消防次長。

●竜田消防次長

すみません。ちょっと補足をさせていただきます。

条例の目的は、こういうふうな多数の者が集合する集まり、催しという形でございますので、そのときにどういうことが生じるかといいますと、一時的に一定の場所に人が集合することによって混雑が生じます。

そして、そのときに、このきっかけとなった福知山の花火大会のように火災が発生した場合の危険が高まると、これを防ごうということでございますので、国のほうの想定といたしましては、その花火大会と同等程度の規模、そして数字的に露天が100店舗以上のものをというふうな形で示されておるところでございます。

その要件に該当するものを消防長の指定する指定催しといたしまして、公示をする予定でございます。

そして、それ以外の催し物でございますけれども、そういうふうな要件が生じるようなときに、規模的には違いますけれども、そういうふうな露天、火器を使うような露天が出るような催しがあるときについても、火災予防の指導をさせていただくことといたしまして、届出をいただいた上で消防本部のほうで現地を確認に行くという形でございますし、また火器を使用する露天については消火準備をしていただく義務付けをしようとする条例でございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

最後にさせてもらおうかと思いますが、49条、63ページの49条の一番最後の項に、第7章に罰則というのがございまして、「次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金」という、ここで計画届なんかを提出してくださいというような要件がございます。

このあたり、今までどおり例えば、小侯であれば大きなお祭りという「おばたまつり」なんかもちよっと対象になるかどうかとも危ういところかなと思うんですけども、このあたりが後ほど事故が起きてから提出してなかったような話になるといかんもんで、例えば伊勢市後援の名義をつけるときには、こういうイベントごとには必ずこの計画を提出してくださいとかそういうような事前の運用をというか、予防が目的ですんで、是非いろんな形で御検討いただければと思います。結構です。

◎中村豊治委員長
消防長。

●大西消防長

もう一度、今回の改正を根本的に説明させていただきます。

まず、第18条関係は、お手元の第18条です、消火器の準備ということでございまして、多数の者が集まる消火器の準備、これの対象外となる者は、近親者、身内による者はまずは外になると。ここで、消火器の規制となっております。

次に今、御質問がございました、42条の2関係の消防長が指定するもの、これが指定催し物といひまして、伊勢市の後援とか場所を貸す関係なく、国のほうの基準として100店舗という目安が出ておりますんで、それを消防長のくくりということで100店舗以上の出店があるものは、指定催しとして指定して規制をかける。

今、罰則の御説明ございましたことには、この指定催しに係ることでございます。

あと、「おばたまつり」ということであったわけですけど、これは指定催しに該当しないということになりますので、罰則の適用はない。

ただ、この指定催し以外の、規模の小さな「おばたまつり」とか多々、神社の祭礼とか運動会というか秋祭りというか、いろいろな地域のお祭りがあろうかと思えます。そこにあっては、火器使用器具を使う場合には届出がいと、要は、発電機で夜間照らすだけでしたら消火器の準備だけでいいと、あわせて露天が出れば届出がいるという規制でございまして、多分「おばたまつり」に関しましては消火器の準備と露天が出る場合でしたら消防への届出と、この2点の規制となっております。以上でございます。

◎中村豊治委員長
他にございましたら。

はい、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

討論、ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第55号 伊勢市火災予防条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査は、全て終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

それではこれもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会 午前10時18分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員